

○愛媛県子ども・子育て会議条例		平成25年10月15日条例第47号
改正		
平成26年10月17日条例第43号		
令和5年3月24日条例第12号		
令和7年3月25日条例第16号		
愛媛県子ども・子育て会議条例を次のように公布する。		
愛媛県子ども・子育て会議条例		
(設置)		
第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。		
(組織)		
第2条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。		
(委員)		
第3条 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。		
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
3 委員は、再任されることができる。		
(会長)		
第4条 子ども・子育て会議に会長を置く。		
2 会長は、委員の互選により定める。		
3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。		
4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。		
(会議)		
第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。		
2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。		
3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
(庶務)		
第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。		
(雑則)		
第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。		
附 則		
この条例は、公布の日から施行する。		
附 則(平成26年10月17日条例第43号抄)		
(施行期日)		
1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。(後略)		
附 則(令和5年3月24日条例第12号)		
この条例は、令和5年4月1日から施行する。		
附 則(令和7年3月25日条例第16号)		
この条例は、令和7年4月1日から施行する。		